短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成五年労働省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

四　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口

第三条（見出しを含む。）中「第九条第一項」を「第十条」に改め、同条第一号中「通勤手当」の下に「（職務の内容（法第八条に規定する職務の内容をいう。以下同じ。）に密接に関連して支払われるものを除く。）」を加え、同条第七号中「（法第八条第一項に規定する職務の内容をいう。次条において同じ。）」を削る。

第四条の見出し中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に、「第八条第一項」を「第九条」に改める。

第五条（見出しを含む。）中「第十一条」を「第十二条」に改める。

第六条（見出しを含む。）及び第七条中「第十五条」を「第十七条」に改める。

第八条中「第十六条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

第九条中「第二十二条第一項」を「第二十五条第一項」に、「第二十三条」を「第二十六条」に改める。

第十条から第三十三条までを削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（社会保険労務士法施行規則の一部改正）

2　社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第四十一号中「第二十二条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

○防衛省令第十号

防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十五号）の施行に伴い、並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第六条及び第三十条の二第二項並びに防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条の二第二項の規定に基づき、自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月二十四日

防衛大臣　小野寺五典

自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令

（自衛隊法施行規則の一部改正）

第一条　自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中第十六号を第十七号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　防衛審議官

（防衛省職員給与施行規則の一部改正）

第二条　防衛省職員給与施行規則（昭和四十四年総理府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二イの表防衛省内部部局の項中

五五人	二二〇人

を

五四人

に改める。

二二人

（標準的な官職を定める省令の一部改正）

第三条　標準的な官職を定める省令（平成二十六年防衛省令第九号）の一部を次のように改正する。

本則の表一の項第二欄中「事務次官」の下に「、防衛審議官」を加え、同項第三欄中「事務次官」の下に「及び防衛審議官」を加える。

附　則

この省令は、平成二十六年七月二十五日から施行する。